

第 7 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和 5 年 10 月 27 日

(令和 4 年度決算)

(警察本部・出納局・各種委員会・観光戦略部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和5年10月27日(金曜日)

午前9時57分開議  
午前10時59分休憩  
午前11時3分開議  
午前11時14分休憩  
午後0時57分開議  
午後13時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第35号 令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第38号 令和4年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 高野洋介  
副委員長 河津修司  
委員 岩下栄一  
委員 岩中伸司  
委員 城下広作  
委員 鎌田聡  
委員 吉永和世  
委員 溝口幸治  
委員 西山宗孝  
委員 池永幸生  
委員 城戸淳  
委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

本部長 宮内彰久  
生活安全部長 村上敏幸  
刑事部長 林秀典  
交通部長 原田聖哉  
警備部長 八木世志一  
首席監察官 内田義朗

参事官兼総務課長 田中弘哉

参事官兼警務課長 松見恵一郎

参事官兼情報管理課長 中山博之

参事官

兼生活安全企画課長 高木哲

参事官兼地域課長 渋谷明紀

参事官兼刑事企画課長 高橋太

参事官

兼組織犯罪対策課長 東修一

参事官兼交通企画課長 合瀬勝彦

参事官(運転免許) 飯塚安博

参事官兼警備第一課長 松村英志

参事官

(警備・災害対策) 長尾義久

理事官兼会計課長 平山浩之

サイバー犯罪対策課長 古城大一

交通指導課長 大城戸一也

交通規制課長 山浦隆之

運転免許課長 谷崎英樹

出納局

会計管理者兼出納局長 野尾晴一朗

会計課長 杉本良一

管理調達課長 嘉永秀俊

人事委員会事務局

局長 西尾浩明

公務員課長 永野茂

監査委員事務局

局長 浦田隆治

首席審議員兼監査監 江橋倫明

監査監 天野誠史

監査監 坂本誠也

労働委員会事務局

局長 吉野昇治

審査調整課長 守屋芳裕

観光戦略部

部長 原山明博

政策審議監 脇俊也

観光国際政策課長 櫛本麻理

観光企画課長 川 寄 典 靖  
観光振興課長 石 井 利 幸  
販路拡大ビジネス課長 宮 崎 公 一

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博  
議事課主幹 石 野 公 浩  
議事課課長補佐 楨 原 俊 郎

午前9時57分開議

○高野洋介委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に警察本部、出納局及び各種委員会の審査を行い、午後から観光戦略部の審査を行うこととしております。

これより警察本部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いをいたします。

それでは、警察本部長から御挨拶をお願いいたします。

宮内警察本部長。

○宮内警察本部長 警察本部長の宮内でございます。

高野委員長はじめ委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

県警察は、今後とも、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、県民の皆様のお安全と安心の確保のため、全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、この後、決算の概要等につきまして警務部参事官から、その詳細につきまして会計課長から説明をさせますので、御審議

のほどお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、警務部参事官から決算概要の説明をお願いいたします。

田中警務部参事官。

○田中警務部参事官 警務部参事官の田中でございます。

令和4年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました警察関係の施策推進上改善または検討を要する事項等の措置状況について御報告いたします。

これは、令和3年3月分の警察学校東寮の電気料金に係る支出書類が他の書類に紛れ、期限内に支払いができず、遅延利息が発生したことを受けまして、「職員の職務懈怠に起因した支払い遅延等について、組織的な進行管理体制やチェック体制を強化し、再発防止に努めること。」との御指摘をいただいたものです。

本件に関する措置状況ですが、県警察では、組織的な進行管理とチェック体制強化のため、各所属ごとに定例的な支払い項目を一覧表にした支払いチェック表を作成し、毎月、所属長自ら確認させております。

また、各所属の会計担当者及び事業担当者を対象とした集合教養や各所属に対する巡回指導を通じて、適正な会計処理に対する意識啓発と知識向上を図り、もって支払い遅延の絶無を期しているところであります。

今後も、御指摘いただいた点を踏まえ、適正な会計経理に向けた取組を推進してまいります。

それでは、令和4年度決算概要の説明に入らせていただきます。

お手元の令和5年度決算特別委員会説明資料の1ページを御覧ください。

まず、歳入から御説明いたします。

予算現額は40億9,428万2,000円で、調定額

は35億3,822万9,000円でした。

収入調定した額のうち、収入済額は35億3,526万4,000円で、不納欠損額が2万8,000円、収入未済額は293万6,000円でした。

不納欠損額は、放置違反金とその延滞金であり、収入未済額は、放置違反金及び交通事故等による公用車の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出についてですが、予算現額は413億9,439万7,000円で、支出済額は403億766万円でした。執行率は97.4%になります。

翌年度繰越額は3億480万7,000円で、その内容は、主に警察施設整備に係る事業費となっております。

不用額は7億8,193万円で、その内容は、主に職員給与費等の人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の令和4年度決算の概要となります。

詳細については、会計課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、会計課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○平山会計課長 会計課長の平山でございます。

まず初めに、本年度の熊本県監査委員による定期監査の指摘事項について、事案の概要とその後の措置状況をお手元の資料に基づき御説明いたします。

資料の監査結果指摘事項を御覧ください。

1つ目の指摘事項は、資料1ページの職員の交通法規違反についてでございます。

事案の概要ですが、令和4年12月8日、警察署勤務の職員が熊本市内で飲酒した後、帰宅のため自家用車を運転し、取締り中の警察官に酒気帯び運転による道路交通法違反で検

挙されたものです。

本件の再発防止に向けた措置状況についてですが、これまで行ってまいりました飲酒会合場所への車両の持込みの原則禁止、飲酒の機会が増える時期を捉えた注意喚起文の発出、朝礼など集合教養の機会を通じた指導教養など、飲酒に起因する各種事故防止の取組に加えまして、非違事案防止の徹底に関する通達による再発防止の指示、飲酒運転根絶のための通達の改正、飲酒運転防止の意識啓発を促すための教養資料の発出、職員が使用するパソコンへの啓発文の掲示など、再発防止に取り組んでいるところでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。

2つ目の指摘事項は、財産の管理瑕疵についてでございます。

事案の概要ですが、令和4年7月27日、運転免許センター駐車場において、突風により植え込みの樹木の幹が折れて倒れ、駐車場を走行中の車両及び駐車中の車両を損傷させ、損害賠償を行ったものでございます。

本件の再発防止に向けた措置状況についてですが、倒木のリスクが高いと判断した樹木につきましては伐採を行いました。

また、今回倒れた樹木は、外見上特段の異状はなかったものの、幹の内部に腐食が認められたことから、樹木管理業務の委託契約において、倒木被害防止のための報告項目を新たに追加するとともに、職員による目視点検の際には、見た目の枯れ具合のみならず、表皮の状況や寄生物の有無なども確認するなど、再発防止に努めているところでございます。

以上が定期監査による指摘事項の説明となります。

続いて、警察本部における時間外勤務の状況について御説明いたします。

資料の「時間外勤務の状況について」を御覧ください。

令和4年度の総時間数は77万1,532時間

で、1人当たり平均229.9時間でございます。

本年度4月から8月までの実績時間数を前年度と比較しますと、本年度が1万260時間、1人当たり平均2.8時間増加しております。

その要因としましては、刑法犯や人身交通事故などの取扱い件数が増加傾向にあることが影響しているものと考えられます。

それでは、令和4年度決算につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

資料の令和4年度決算特別委員会説明資料を御覧ください。

表紙から2枚めくっていただきまして、資料2ページから始まる歳入に関する調べについて御説明いたします。

警察関係の歳入予算は、先に警務部参事官から御説明がありましたとおり、総額で40億9,428万2,000円を計上しております。

その大半が、運転免許関係手数料等の使用料及び手数料及び警察施設補助金等の国庫支出金でありまして、使用料及び手数料の予算現額は19億5,943万8,000円でございます。

次に、資料9ページ中段にあります国庫支出金の予算現額は17億4,003万円でございます。

以上、2つの歳入予算が全体の約90%を占めているところです。

なお、表の中ほどにあります不納欠損額、収入未済額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、その右側の欄にございます予算現額と収入済額との比較についてですが、予算に対して収入済額が大きく増減しているものについて御説明いたします。

資料の9ページを御覧ください。

中ほどに、さきに御説明しました国庫支出金とありますが、予算現額17億4,003万円に対して、収入済額が12億3,810万8,000円となっていて、その差額がマイナス5億192万

1,000円となっております。

これは、下段にあります警察施設費補助金や、10ページ中段にあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の一部を翌年度へ繰り越したことによるものでございます。

以上が歳入に関する説明となります。

続きまして、資料16ページを御覧ください。

歳出に関する調べについて御説明いたします。

警察費総額413億9,212万6,000円に対し、支出済額が403億538万9,000円となっております。この差額のうち翌年度繰越額については、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、不用額7億8,192万9,000円のうち、金額が大きいものについて御説明いたします。

まず、警察本部費の不用額5億1,445万1,000円についてですが、備考欄に記載しておりますとおり、主なものは、職員給与費と退職手当の人件費の執行残で合計3億4,817万4,000円、警察業務のデジタル化、高度化に伴う契約残などが1億6,627万7,000円となっております。

次に、装備費の不用額2,936万4,000円についてですが、その主なものにつきましては、車両修繕費等の執行残で2,510万9,000円、ヘリコプター維持管理費の執行残が425万5,000円となっております。

次に、資料17ページの警察施設費の不用額9,053万円の主なものとしては、警察施設の修繕費の執行残が4,689万円、上天草警察署建設費の契約残が2,223万8,000円でございます。

次に、運転免許費の不用額1,378万7,000円の主なものは、運転免許講習委託等の執行残で928万1,000円、運転免許センター運営経費等の執行残が287万4,000円の不用額が発生しております。

次に、資料18ページの警察活動費の不用額1億3,183万2,000円の主なものは、上段にある警察活動用旅費、消耗品購入費等の一般警察運営費の経費節減による執行残が5,569万3,000円、中段にございます犯罪捜査に係る通信費等の刑事警察運営費の経費節減による執行残が2,054万5,000円、信号灯器LED化に伴う電気料等の交通警察運営費の経費節減に伴う執行残が3,798万1,000円となっております。

以上が歳出に関する説明となります。

それでは、最後になりますが、資料の令和5年度決算特別委員会附属資料を御覧ください。

1ページの令和4年度繰越事業調べについて御説明いたします。

全部で4つの事業について、令和5年度に繰り越しておりますが、諸般の事情により、年度内に完了できなかったものでございます。

1段目のヘリコプター維持管理費は、ヘリコプターの訓練委託に要する経費で、訓練に必要な海外製資機材の使用許可申請に時間を要したものです。

2段目の警察施設維持管理費は、警察本部庁舎を含む県庁舎設備更新工事に伴う経費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外からの資機材の調達に遅れが生じたものです。

3段目の警察活動基本経費は、競技用拳銃訓練弾の購入に要する経費で、ウクライナ情勢等により、海外での製造、輸入に遅れが生じたものです。

4段目の交通安全施設等整備費（補助事業）は、国の補正予算により、2月補正予算に計上した経費で、年度内に工事が完了しなかったものでございます。

既に完了した工事もございますが、現在の進捗状況は表の右側に記載のとおりでございます。

次に、資料2ページの令和4年度収入未済に関する調べについて御説明いたします。

収入未済の内容でございますが、1の歳入決算の状況にありますとおり、上から順に、放置違反金の延滞金が7,000円、2段目の放置違反金が103万8,000円、3段目の交通事故による公用車損壊に係る損害賠償金が190万4,000円でございます。

次に、2の表については、収入未済額の過去3年間の推移でございます。

次に、3ページを御覧ください。

3の表は、収入未済の状況について、未済金の種類ごとに件数、金額の内容を記載したものでございます。

次に、4の令和4年度の未収金対策についてでございますが、記載のとおり、各種取組を強力に推進しているところであり、今後も引き続き未収金の早期回収に取り組んでまいります。

次に、資料4ページの令和4年度不納欠損に関する調べについて御説明いたします。

不納欠損の内容についてですが、上から順に、放置違反金の延滞金が1件1万円、放置違反金が1件1万8,000円でございます。

これは、地方自治法第236条第1項に規定する金銭債権の消滅時効により、債権が消滅したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

最後に、資料5ページを御覧ください。

令和4年度県有財産処分一覧表について御説明いたします。

県有財産処分の内容でございますが、上から順に、芦北警察署の敷地の一部を芦北町へ売却したものが557万2,000円、玉名警察署職員住宅の敷地の一部を国土交通省へ売却したものが265万5,000円でございます。

以上をもちまして、警察本部における令和4年度決算の説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 監査結果指摘事項の件で、この2点ちょっと確認をしたいと思います。

1 ページの部分の例の飲酒運転の件でございますけれども、大体毎日のように県下では誰かが飲酒運転でよく摘発されて新聞に載るというような状況で、なかなかやっぱり減らないのかなというような感じで見ているんですけども、ただ本家本元の警察の方がそうすると、県民が何かそういうことをだしにして、警察もしよるじゃないかみたいな感じのそういうことも言いかねぬような格好になるから、しっかりと注意をして対策を取っていくということですので、やっぱり特に立場として言われてしまうと、逆にばかりしいとか、損をするとか、非常に大きく逆にそこをクローズアップされますので、しっかり用心していただく、徹底していただく、このことを改めて要望しておきたいというふうに思います。

2 番でございます。

例の免許センターの部分で、この木は大変大きいので、これはケヤキなんですか。クスノキじゃなくてケヤキなんでしょうか、確認のため。

○谷崎運転免許課長 運転免許課長の谷崎です。

倒木した樹木は、ケヤキの木になります。

○城下広作委員 過去に、ホンダのほうに菊池に抜ける県道でも、ケヤキは全然健全だったんですが、突然どんと大きいのが倒れて、車にそのまま直撃して、車は全部補償する

というような感じで、これは裁判にもなって結果的に、もう管理のミスということで県のほうは負けたんですけども、ケヤキというのは、見かけは全然どうもなくとも中が腐って、非常に大きい木だから、倒れるときは瞬間にどんと倒れて、もう本当に人命を一瞬で奪うような感じ、車なんて完全に潰れるような感じなので、これは本当に、ここにも書いてある、見た目ではなかなか分からないんですよ。

専門家が中の部分というのはよく見ないといけませんので、免許センターに結構ケヤキもあります。周りの道路にもずっとあるんですよ。これはよく気をつけてやっぱり専門家に見ていただいて、ある程度樹齢がたっているのはどれがなるか分からぬというような感じがありますので、しっかり注意していただきたいとか、点検を専門に見ていただくというのが一つの方法かなと思います。

また、2回、3回となってくると、本当、管理ということをもっと強く言われますので、ぜひ管理の部分ではよろしくお願いをしたいと思います。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○城下広作委員 何か答えがあれば、対応のことで。

○谷崎運転免許課長 この倒木事案がありましたから、早速、その後の7月30日に、83本あるんですけども、全高木の点検をしております、業者と一緒にですね。そのうち、伐採が必要というような判断がなされた18本について、既に伐採をしております。

また、本年8月にも、駐車場や道路沿いのあるいは庁舎周りの高木のうち、伐採をしたほうが良いというような判断がなされた高木につきまして、39本伐採をしているところです。

業者に今管理委託をしているんですけども、今後そういった異状を発見した場合は報告していただくというようなことを仕様書に盛り込んでおります。

○城下広作委員 先ほどの数を聞くと、確率からすると、結構もう傷んだ木が多いですね、本数的に。しっかりと気をつけていただきたいと思います。一応要望しておきます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 決算とは直接関係ないかもしれないけれども、一般論で、最近行きずりな犯罪とかいろんな凶悪な犯罪が増えてて、地域社会でも我々は防犯協会をやっているけれども、非常に悩まされているわけです。

そういう中で、交番が空き交番も多いし、今熊本県下には交番というのは幾つぐらいあるんですか。

○渋谷参事官 9月末現在で言いますと、交番は60か所、駐在所は115か所、あと、警備派出所と言われるものが2か所ありまして、合計177施設となっております。

○岩下栄一委員 そこは人が常にいるんですか。

○渋谷参事官 この177か所については、定員配置してあります。

○岩下栄一委員 安心しましたけれども、何か空き交番がとっても多いような印象がありましたけど……。

それと、我々、地域の防犯協会として交番や派出所と連絡を取って活動してますけれども、その連絡が十分でない場合もあります。そういうことで多少案じてるわけですけど

も、どうぞよろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 城下委員の質問と重複するかもしれませんが、関連して。

監査結果の指摘事項の中で、警察官の飲酒の説明がございましたけれども、公私問わず、警察官といえども、飲酒の機会はあるかと思えますし、会合もあるかと思うんですが、車の乗り入れ禁止とかいう話もございましたけれども、緊急の場合に備えては、恐らくタクシーチケットとかそういったことで対応されているのかなとは思いますが、そういった形を万全にしとかなないと、なかなか酒を飲むにも飲めないようなこともございます。その辺りはいかがでしょうか。

○田中参事官 総務課でございます。

今西山委員御指摘のタクシーチケット等の配付はございません。

ただ、制度としましては、飲酒の場所と車両を切り離すという考え方から、まず、飲酒会合場所への車両の持込みは原則禁止とします。持ち込む場合は、所属長等の許可を申請して持ち込むというふうに、まず物理的に切り離すというところから対策をしております。

今後とも飲酒運転絶無に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員 そういった環境もそろえてあげないと、なかなか緊急の場合とかもございますので、ぜひ今後、研究、検討していただきたい。

もう1ついいですか。

○高野洋介委員長 どうぞ。



○西山宗孝委員 実は、警察の先ほどの倒木の事故で、私の友達夫婦がそこで被害に遭ったんですけれども、奥さんのほうが障害者で、非常にこの命拾いだっただぐらいの感じを受けられたということですので、倒木の可能性も含めて、熊本県だけじゃなくて県外にもそういった事例がありますので、ぜひとも管理体制を強化していただきたいと思えます。要望です。

○高野洋介委員長 はい、分かりました。

○吉永和世委員 まずは、県民の安全で安心な暮らしの実現に向けて、昼夜を問わず御尽力をいただいておりますこと、これを感謝申し上げますというふうに思えます。

監査で指摘事項がございましたが、飲酒運転で検挙されるということがございますが、自分を管理するといいたいでしょうか、自治といいたいでしょうか、そういったことの徹底と、あるいはまた、併せて、置かれた立場、役割というのをしっかりと徹底していく必要があるのかなど。これはもう我々議員も同じでございますが、そういった徹底をぜひお願いしたいというふうに思えます。

あわせて、昔からございますが、警察官1人当たりが受け持つ県民の数というのが、やっぱり熊本県警は非常に多いという昔からの課題があつてわけでございますが、そういう中で、やっぱり警察に入る人員というのものなかなか思うようにいってないというふうな状況に思いますが、そういった中で、今の現状としてはどうなのでしょう。警察官1人当たりが受け持つ県民の数というのが、ここ数年、どういうふうに変化しているのか。

昔は、県議会でも、要望とか意見書とか結構出させていただいていたんですけども、最近ないのかなってちょっと……

（「毎年してます」と呼ぶ者あり）

○田中参事官 総務課でございます。

令和5年4月1日現在、熊本県における警察官1人当たりの負担人口は575人となっております。全国で10位、九州で1位となっております。

以上です。

○吉永和世委員 状況は変わってないということかなというふうに思いますが、そういったことを考えますと、やっぱりいろんな要因はあるかというふうに思いますが、まず、今の警察署の整備とかいろいろやっていただいておりますし、それはもうやっぱりスピード感を持ってやっていただきたいなというふうに思いますが、あと、派出所とか駐在所ございますけれども、今もう地域環境が変わってきてるので、昔ながらの環境じゃなくて、やっぱり集約するところはしっかりと集約して、ちょっと効率性といいたいでしょうか、おってもらえれば非常に安心できるんですけども、やっぱり地域環境が変わっているので、そこはしっかりと率先して、広域といいたいでしょうか、そういったことも考えてやってらっしゃるんだというふうに思いますが、そこら辺は、どんな今状況というのか、考え方でやってらっしゃるのか。

○渋谷参事官 地域課です。

交番等の再編に関しましては、施設の老朽化であったり、管内の人口、世帯数、また、事件、事故の発生状況などを考慮して、警察内にあります推進委員会で不断の見直しを行っております。

また、治安情勢の変化に即応するため、移動交番車の活用等も行っておりますので、そういった形で対応しているところです。

○吉永和世委員 状況は状況だけに、そういったところは、しっかりと効率よく、また、警察の方々の1人当たりの負担というのでも軽減できるような策をしっかりと考えていただ

いて、今後さらに県民の安全、安心な暮らしの実現に向けて御尽力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高野洋介委員長 関連して質問をしたいんですけども、これは、定数というのは、その増ができないのは、警察庁からの問題なのか、知事部局の問題なのか、警察内部のその予算的な問題なのかというのは、どこが一番ポイントなんでしょうか。

○松見参事官 警務課です。

警察官の数については、やはり政令のほうで定数が決まっておりますので、3,040人ということで決まっておりますので、基本的に、この数が基本になるということですので、やっぱり改正がないとちょっと厳しいのかなと思います。

○高野洋介委員長 ということは、その条例の改正があれば増員ができるというふうな…

○松見参事官 政令です。

○高野洋介委員長 政令で。

○松見参事官 はい。

○高野洋介委員長 分かりました。

熊本県選出の国家公安委員長もいらっしゃいますので、一緒になってみんなで増員に向けては県議会は働きかけておりますので、頑張っていかなければいけないというふうに思いますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

○城戸淳委員 附属資料の2ページ、収入未

済についてちょっとお伺いします。

これは、収入未済額過去3年間という推移を見ておりますけれども、放置違反金在今年4年度は増えてますけれども、全体的に、この未収金ですかね、これは減ってない状況ですけれども、まずは、放置違反金は、どういうふうなことで4年度は増えているんですかね。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○合瀬参事官 交通企画課でございます。

ただいま城戸委員から、放置違反金の未収金について御質問ございましたが、この違法駐車対策の放置違反金制度については、平成18年6月1日以降、駐車監視員による確認事務委託制度及び放置違反金納付命令の制度が導入され、運転者の責任追及ができない場合に限り、車両使用者の責任を追及し、従来の取締りと併せた違法駐車対策を推進しているところでございます。

この未収金とは、納付命令の納付期限内に納付されなかった放置違反金をいい、未収金の回収は、電話催促、訪問徴収及び滞納処分、預貯金の差押えにより行っているところでございます。

一生懸命、逃げ得は許さないというところで、電話訪問をしたり、自宅を訪問して徴収をしておりますが、それでもまだ放置違反金の未収金額がそれぞれ70件の103万8,000円、あと、延滞金につきましても、1件、7,100円が未収金となっているものでございます。

以上です。

○城戸淳委員 はい、分かりました。

この未収金というのは、なかなか毎年減らないということにはいろいろ問題があると思うんです。また、集金もいろいろ一生懸命されていると思うんですけども、なかなか減らないのをやっぱり減らすのが一番の問題であって、そこはぜひともまた引き続き集金

のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませぬか。

○鎌田聡委員 監査結果の指摘事項ですが、飲酒運転の話がそれぞれから出されておりますけれども、やはり取り締まるべき警察が飲酒——物の程度を言っただけじゃなく、飲んで翌朝ちよつと出たという話じゃなく、これは飲んでからそのまま車で帰っているということでございませぬので、再発防止の策をしっかりと講じてやるということでございませぬけれども、改めて、私のほうからも、しっかりと二度とこういうことがないように指摘をさせていただきたいと思ひます。

それともう一点です。

これは質問になりますけれども、18ページ、警察活動費で、結構執行残というか、不用額が出ておりますけれども、いつも気になっておりますのが、これは何日か前に報道されてましたが、神奈川のほうで、横断歩道が消えとって、そこで事故があつて、要は、それが原因でということで、結局これは、事故に遭われた方は亡くなられてはいないけれども、介護が必要になつて、そこで何か和解かなんかされたと思ひますけれども、県内でも、結構やっぱり白線の部分、とりわけ横断歩道のところが消えてるような箇所がございませぬので、そういったところに不用額を出すぐらいだったら、そこに充ててほしいという端的な言い方です。

多分そうはならないと思ひますけれども、今現状どのくらいそういった対応が必要なところがあつて、これからその辺はどうしていかれるのか、その辺の考え方があれば教えていただきたいと思ひます。

○山浦交通規制課長 交通規制課でございます。

ただいま御指摘がありました件でございますが、昨年度が61キロ、900か所の横断歩道を補修しております。規模的にはまだまだするところがございませぬけれども、期間的に、工事を発注いたしますのに、ある程度の距離がたまらぬと単価が高くなるということで、少量であれば、数値によりまして、1.2倍、工事費も1.4倍ぐらいに値上がりしております。

ということで、メーター数がある程度ためてから、それから、今度金額の条件もございまして、数百万規模になりませぬと、一般競争入札にかけられないというところで、ある程度件数をためて行っている現状でございます。

実際には、まだ塗るべきところはございませぬけれども、工期等も考えますれば、最低でも4か月ぐらい、計画をしてから塗り終わりまでかかりますので、なかなか進まないところがあるのが現状でございます。

○鎌田聡委員 大体900か所というのは、昨年までということで、大体年間どのくらいをいつも予算かけてやってらっしゃつて、どのくらいできてるんでしょうか。

○山浦交通規制課長 予算的には、今ありました場所的には900か所ぐらいなんです、そのときは事業費が昨年が2億1,400万ぐらいの予算をいただいております。年々増額をしていただいて対応はするようにはしております。

○鎌田聡委員 まだまだ総数がどれだけか、ちよつとよく分かりませぬけれども、やっぱりかなりの箇所があると思ひますし、かなり薄くなつてるところもよく見かけますけれども、陳情はしてませぬけれども、なかなか、できるところできないところがございませぬので、しっかりと、いろいろな事情は今分かり

ましたけれども、上がってきているという単価がありますけれども、やっぱり交通安全施設で一番、一番というといけませんけれども、やっぱり歩行者が安心して横断できる環境を、ぜひ、厳しい財政状況だと思いますけれども、整えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○城下広作委員 ちょっと横断歩道の関連でいいですか。

横断歩道の部分で、普通の白だけの部分と水色を間に入れる部分と、今度はグリーンである分とで、色がついてるものは非常に目立って、あっ、横断歩道だなんて分かるんですけども、基準があると思っておりますが、こちらの感想とすると、色がいろいろついてたほうが非常に分かりやすいなということで、あれは非常に現場でも好評なんですけれども、どうなんでしょうか。やっぱり基準どおり何か厳格にあるんでしょう。水色の分とか緑の分とかいろいろありますもんね。

○山浦交通規制課長 交通規制課でございます。

御指摘のとおり、見やすいというような御意見はいただくとおるところでございますが、決まりとしては白となっておりますので、一応法定外ということで、そのように強調するところもございまして、原則は白ですということになっております。現場現場で判断をいたして、管理者等と相談をしてやっているのが現状でございます。

○城下広作委員 白とあの間に色を塗ると塗料は倍かかるけんが、単価も倍になるから、予算的には逆にあんまりたくさんできなくなりますので、ただ……。

○山浦交通規制課長 我々が塗るのは横断歩道の白の部分だけでございまして、色のつい

ているところは道路管理者のほうで塗っていただいておりますので、予算的にはうちのほうは問題ないんですが、はい。

○城下広作委員 そしたら、道路管理者にでもらうんだったら、あんまり問題がなければ、たくさん色を塗るところを増やしたほうがいいのかと、目立ちやすいという感じはいたします。どうなんでしょう。

○高野洋介委員長 質問ですか、それは。

○城下広作委員 それは要望という形にします。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○池永幸生委員 警察官の数は決まってるけれども、反対に犯罪率ですね。犯罪が起きたんじゃなくて抑止する、そういった関係はどうなんでしょうか。数は決まってる、犯罪率が高いのか、低いのか、よその県なんか比べてですね。犯罪率が低ければ、それで事足りるでしょうけど。

○村上生活安全部長 手持ちのそういう資料をちょっと持ってはきてませんけれども、犯罪の発生率自体は、熊本が低いというところではちょっと認識はしております。ただ、特別ほかと比べて全然治安率が悪いというか、そういうところも把握してはおりませんので、必要であれば、犯罪率が出れば、発生率というのが出れば、また御回答します。

○池永幸生委員 一つには、考えられるのに、やっぱり抑止力がそれだけ効用があるのかなと思ったんですよね。やっぱり抑える力がないと犯罪率は上がるのではなからうかなと。

○村上生活安全部長 生活安全部です。

手前みそじゃありませんが、負担率の割には、今のところ熊本は、ある程度の検挙率というか、上がっていると思っております。

○林刑事部長 補足で御説明させていただきます。

令和5年中の上半期の数字しか手元にございませんが、熊本県全ての犯罪の検挙率は、令和5年中54.0%で、全国平均が37.6%でございますので、全国の順位で見ますと、全国12位の検挙率を維持しているのが熊本県の現状でございます。

これで警察官の数が足りてるのか足りてないのかという議論についてのお答えには全くならないと思っておりますが、できるだけ職員頑張っ、安全、安心な熊本実現のため、検挙率を上げる努力をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○池永幸生委員 頑張ってください。

○林刑事部長 ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 今警察官の過不足の問題が出ましたけれども、例えば近年、国際会議とかサミットとか、一番近いところで安倍さんの国葬とかのときに、全国から警察官が動員されて、熊本からも多数の警察官が警備に上京されると。それは何ですか、警察庁からの指令ですか。

○八木警備部長 警備部です。

大きなそういった警備への特別派遣につきましては、当然警察庁が調整をいたしますし、開催場所の都道府県、その公安委員会からの援助の要求という形を受けまして派遣

しております。

○岩下栄一委員 うち警察官が足らぬから、あんまり出せませんというようなことにはならぬとですか。

○八木警備部長 国の威信をかけて行う警備につきましては、当然、日本警察が一体となって取り組むべき事柄ですので、熊本でそういった大規模な警備がございますときは、他県からの応援を要請して、お互いそこできっかりと万全な警備をやるようにしております。

以上です。

○岩下栄一委員 安倍さんのときは、熊本から大分行かれたでしょう。

○八木警備部長 国葬のときにも、熊本からも派遣をしております。

○岩下栄一委員 あのときに窃盗が増えたという話はなかったですか。

○八木警備部長 派遣期間中は、特に、後方治安体制というのは確立した上で派遣を調整して数を派遣いたしますので、特別大幅に何か不足したとか、そういった事態はございませんでした。

○岩下栄一委員 私は、防犯協会長を校区でもう30年ぐらいしてるんですけども、やっぱり防犯協会の協力というかな、そういう民間ボランティア団体の協力なんかは想定できないですか。

○村上生活安全部長 防犯ボランティアとは、委員御存じのとおり、日頃から協力関係ありまして、特別その警護体制で他県に人をやったというところで防犯ボランティアの方

を動員するということはありませんが、日頃から良好な人間関係をつくって、連携を図って防犯活動に努めております。

○岩下栄一委員 よろしくお願いしときます。

○吉永和世委員 警察施設費ってあるんですけども、この中に警察署宿舎等改修ってあるんですけども、私の地元にも宿舎あるんですけども、いいところと、いいというか、まあまあ新しいところと極端に古いところとあるんですけども、同じ警察官としてどっちに入るかといったら、非常にその生活環境が大分こう変わってくるのかなと思うんですけども、そこら辺の古い宿舎というのは全体的に結構あるのかなという感じはするんですけども、そこら辺の改修というのは、やっぱりしっかりとやっていかないと、警察官になったはいいいけど、あの宿舎にまず入れと言われてとなったら、非常に生活環境が大分苦しいのかなと。それが原因でその警察官が辞めるとなったら大変だと思うんですけども、そこら辺の考え方というのはしっかり持ってやっていただいているんですか、宿舎改修は。

○平山理事官 警察の宿舎につきましては、老朽化が進んでいるところではございますけれども、入居者の希望については、まず、入居希望を取って、その上で配分しているところではございます。また、各警察署ごとに管轄区域の居住の原則がございますので、その管轄区域内の宿舎を割り当てるようにしております。

確かに、新しいところ、古いところと、大きく格差があるところがございますけれども、可能な限り経費を充てまして、修繕並びに改修をしていっているところでございます。

現在、なかなか新しく建て直すということができませんので、借り上げ宿舎の活用だとかということも行っているところでございます。

今後とも職員が快適に生活できるように考慮したいと思っております。

○吉永和世委員 そこら辺非常に大事なところかなと思いますので、人がいないとどうにもならないわけなので、やっぱり人への投資というのは非常に大事な視点なのかなと思いますので、そこら辺環境整備をしっかりとやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたい。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 質問の趣旨は、この予算で執行状況を見たときに、今の人員で適切にできたかどうか、その分析がしてあったかという観点で質問させていただきます。

警察活動費の中で、この主要な施策の成果というのをいただいておりますが、これを見ると、例えば「電話で『お金』詐欺」、これは、令和3年から令和4年では、件数も増えて金額も増えている。あるいは、少年非行の現状からいくと、令和3年から4年を見ると人数も増えているということになります。

それから、サイバー犯罪でいくと、検挙件数が減って相談件数が増えているということになります。それぞれサイバーも含めてリンクするところもあるし、お金詐欺とかでいうと、別に熊本県警だけじゃなくて、報道とかによると、全国であるいは外国に行って捜査をされているということで、広域的なものになってくるんだと思いますが、一生懸命広報活動とか工夫をされてやっているシーンもたくさん見させていただきます。

しかしながら、なかなか追いついていないというのも現状かなというふうに思います。

で、今の予算の広報活動を含めいろいろな予算が要るんでしょから、この執行状況を見たときに、この予算で本当によかったのかどうか、人員はこれで足りてるのかどうかということも含めて、どこまで検証されてるのかどうか。

例えば、これぐらい広報費を次の翌年度に手当てすると、これぐらい減るんじゃないかとか、人員をこれぐらい充てると、これぐらい件数がまた減るんじゃないかとか、犯罪の件数が減るんじゃないかというものが、何か今の時点で見えてるのかどうかということも含めてお聞きをしたいと思います。

○高木参事官 「電話で『お金』詐欺」につきましては、広報効果というのは物すごくございます。

ですから、去年は200万ぐらいのテレビのCMをしたんですけども、今年はそれを3倍ぐらいに増額しまして、いかに広報効果を出すかということで、地元で有名なタレントさんを起用しまして、インパクトのある広報をいたしております。

ただ、次から次に手口を変えてまいりますので、警察としても、新たな手段として、例えば特殊詐欺から県民を守る会、今年は、そういう被害が——例えば予兆電話とかが集中したときにはアラートを鳴らそう、そういう取組も新たに始めているところでございます。

○高野洋介委員長 ほかに執行部のほうから何か補足説明、また、自分たちはこうだというのがございましたら、挙手の上、お願いをいたします。

○高木参事官 生活安全企画課です。

少年も言われましたので、少年についても少しお話をしたいと思います。

少年につきましては、確かに資料では前年

よりもちょっと増えてはいるんですけども、一番ピークは平成15年ぐらいからでございます。その当時に比べますと、少年非行というのは13分の1ぐらいに減っております。

ですから、予算の額は、少年につきましてはさほど変わりませんが、先ほど岩下委員のほうから話がありましたように、ボランティアの力が非常に大きくございますので、今年は増えておりますので、ボランティアの力を借りて、毎週金曜日に、子供たちが集まるゲームセンターとか、子供たちが自転車盗とか万引きとかしやすい環境にありますので、そこら辺がないように金曜日に集中的に見守りをさせていただいているところでございます。

そういう観点で、できるだけ子供たちに犯罪に手を染めさせない、そういうのを頑張っております。

○田中参事官 すみません。総務課でございます。

ただいまの件で補足でございます。

まず、溝口委員御指摘の予算的、それから人員的、大きく2つの点聞かれたと思います。

まず、予算措置につきましては、当然、本年度の犯罪情勢、それから、それに対する警察の活動状況、これを検証しまして、翌年度の、例えば警察でしたら、令和5年度の運営重点というのを目標に掲げます。それを掲げて、結果、必要な措置を講ずるために必要な予算を獲得するという手続で行っているところで。

それから、もう一点の人員が足りているのかというような面ですが、委員御指摘のとおり、数字的にはここ数年悪化しておりますが、まず、そのカバーを、業務のシステムを高度化したり、あるいはICT等の技術、これを捜査の手続あるいは諸対策に取り入れて、業務の合理化、効率化を図って、先

ほどから言われております1人当たりの負担、この定員で対処しているところ、また、先ほどありましたとおり、防犯ボランティア等の外部団体とも密接に連携して、人員不足の点をカバーしながら治安対策を進めてまいりたいと思っている所存です。

以上です。

○古城サイバー犯罪対策課長 サイバー犯罪対策課長の古城でございます。

令和4年の県下の検挙件数は121件と、マイナス約50%でございました。

検挙件数が減少した原因といたしましては、一昨年多数検挙があった持続化給付金の詐欺などが一段落したことに伴うもの、また、サイバー犯罪対策課については、専門的知識や技術を集中的に投入しなければ対処できない重大サイバー事案をはじめとする事案を今現在主体的に捜査しており、捜査が非常に困難で、長期間にわたる事件を今捜査中でございます。その関係で、他県と合同捜査を推進していることなどが挙げられます。

その関係で、捜査員の育成を今集中的に行っております。昨年も、半年間東京のほうに派遣して研修を受けさせるというようなことを行っているような状況でございます。

以上です。

○溝口幸治委員 それぞれお答えをいただきました。

今いる人員で必要な予算でしっかりやっていただいているし、必要なところに民間の協力も得てやっていただくということの答弁だったというふうに思いますが、我々から見ると、先ほど吉永委員からもあったように、警察官が足りてないんじゃないか、もうちょっと増やすべきじゃないかというような思いもそれぞれ持ってます。

これは、毎年、県と議会とそれから県警も一緒になって国に対して人員の要望をさせて

いただき、その時々では特段の配慮を国からいただくこともあり、これは、もう辞められた小杉先生のとときからずっとやっていますから、もう10年以上やっているわけですが、継続してやることで国のほうも意識をさせていただいて、人員の適正な配置というか、そういうのもやっていただいていると思いますので、引き続きそれは続けていくべきだろうというふうに思いますが、今日の時間外出してもらった趣旨も、別に残業が多いんじゃないかという趣旨で皆さん方に出してもらったわけではなくて、今、働き方改革とか魅力ある職場づくりで、これは県警も一緒ですけれども、やっぱり魅力がないと若い人が受けないし、いや、熊本県警はあそこ入ると大変かよねって若い人が思うとやっぱり入ってこないわけで、やっぱりやった分だけきちっと時間外も当然払っていく、無駄な残業をする必要はありませんが、そういう働きやすい職場づくりというのを意識してやっていくべきだろうと思いますから、今日時間外等も御報告をいただきました。

なので、人員と予算と職場の環境、これはとてもこれから意識しながらやっていただきたいと思いますので、その辺り働きやすい職場づくり、すなわち若い人たちが県警の警察官になろうという雰囲気づくりを今どう心がけているのかというのを御質問したいと思います。

○田中参事官 溝口委員からの御質問でございますが、現在、熊本県警におきましては、ワーク・ライフ・バランス等の推進のための取組計画というのを作成しております。

大きくは4点になります。

まず、1つ目が働き方改革の推進、2つ目が子育てや介護をしながら活躍するための職場づくり、それから女性職員が活躍できる場等々を大きな柱を立てて、若い世代の方がうちの警察を選んでいただけるような職場づく



りに今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○溝口幸治委員 ああ、カッコいいな警察官はと思われるような魅力ある職場をぜひつくっていただきたいと思います。

最後に要望ですが、数年前に合志北警察署ができましたけれども、あのときの議論ではなかったT SMCが進出してきて、例えば大津駅前とかはどンドンどンドンマンションもできている、企業も進出してくるということで、またあの辺で大きく環境が変わってきますので、恐らく人口の流れも変わってくるので、いろいろな見直しがこれから必要になってくるんじゃないか。

あるいは、その人口が増えて企業が増えていくと、また警察署を1つつくるぐらいの議論になるのではないかとということをご予想してるところであります。そういったものに果敢にチャレンジするように、ぜひ、県警内部でも、とにかく治安が——企業が進出するにしても、人が住むにしても、特に海外の人たちが住むにしても治安が大切ですので、その辺りはしっかりと引き続き検討していただいて、事あるときにはきちっと我々にも説明をいただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで警察本部の審査を終了いたします。

ここで説明員の入替えのため、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時3分開議

○高野洋介委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、まず会計管理者から、出納局の総括説明をお願いいたします。

○野尾会計管理者 会計管理者の野尾でございます。

令和4年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、出納局の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は、「収入証紙について、手数料の徴収手段として長い間使われているが、ペーパーレス化等社会情勢が大きく変化している中で、これからの時代に合った徴収方法を検討すること。」という御指摘でございました。

本県では、更新を迎える現行の総合財務会計システムに代わる新たなシステムを構築中であり、キャッシュレス決済の対象範囲を拡大し、令和8年度から稼働する予定です。これに合わせて証紙制度の廃止を検討しているところでございます。

現在、証紙制度を廃止した都道府県の事例を調査し、庁内各部局と証紙制度を廃止した場合の利用者等への影響について協議しながら、証紙に代わる徴収方法を検討しているところです。

また、キャッシュレス決済の進展に伴い、手数料のキャッシュレス払いについても、本年度以降、順次、対象となる手続を増やしていく予定です。

引き続き、DX社会の進展を見据えながら、時代に合った徴収方法の実現に向け取り

組んでまいります。

続きまして、出納局の令和4年度の決算概要について御説明申し上げます。

説明資料の第1ページをお願いいたします。

出納局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

この2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は28億1,600万円余で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済額は31億7,200万円余、不用額は9,800万円余となっております。

不用額の主なものは、収入証紙特別会計における一般会計繰出金の執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○杉本会計課長 会計課でございます。

まず、本年度の定期監査における指摘事項については、出納局はございません。

次に、1枚紙をお配りしている時間外勤務の状況を御覧ください。

出納局における令和4年度の時間外勤務は、職員1人当たり平均117時間となっております。

また、令和4年度の4月から8月までと本年度の同時期を比較しますと、同程度となっております。

今後も、さらに、職員のワーク・ライフ・バランスや働き方改革の実現のため、職場環境の改善に努めてまいります。

続きまして、会計課の決算について御説明

申し上げます。

決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出です。

3段目の会計管理費は、主に総合財務会計システムの管理運営経費でございます。

不用額の1,090万円余は、執行残でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計です。

まず、歳入でございますが、収入証紙の販売代金及び繰越金を計上しております。これについても、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、5ページの歳出でございます。

一般会計繰出金は、収入証紙を用いた各種手数料の収入実績25億7,015万円余を一般会計へ繰り出しているものでございます。

不用額の7,984万円余は、見込額を下回ったことによる執行残でございます。

会計課は以上です。

○嘉永管理調達課長 管理調達課です。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出ですが、最下段の会計管理費で400万円余の不用額が生じておりますが、これは経費節減等に伴う執行残でございます。

管理調達課は以上です。

○高野洋介委員長 次に、人事委員会事務局長から、決算概要及び資料説明をお願いいたします。

○西尾事務局長 人事委員会事務局長の西尾でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、時間外勤務の状況につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

令和4年度の時間外勤務総時間数は2,249時間でございます。そのうち、4月から8月までの時間数は1,223時間でございます。

令和5年度の同時期の時間外勤務時間数は1,021時間で、令和4年度から202時間の減となっております。

これは、業務効率化や勤務間インターバル制度の徹底等により、時間外勤務が減少したものでございます。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の人事委員会事務局の説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算の総括表でございます。

内容につきましては、2ページ以降で御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済額が185万9,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額は1億5,070万2,000円で、翌年度への繰越しはございません。

不用額は1,047万7,000円でございますが、その内訳は、委員会費が、人件費等の執行残79万9,000円、事務局費が、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅費の執行残及び経費節減に伴う執行残967万7,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、監査委員事務局長から、決算概要及び資料説明をお願いいたします。

○浦田事務局長 監査委員事務局長の浦田でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、時間外勤務の状況について、お手元に配付しております資料で御説明いたします。

令和4年度の当局における時間外勤務総時間数は1,500時間です。

また、令和5年度においては、4月から8月までの実績で1,037時間となっており、前年同期の949時間と比較しますと、88時間増となっております。

その主な理由といたしましては、今年度上期の実働人員が1名減となっており、その分、他の職員の業務量が増加しているためでございます。

続きまして、決算の概要について、お手元の決算特別委員会説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入につきましては、該当ございません。

歳出につきましては、2ページのほうで御説明させていただきます。

支出済額は、委員費2,088万円余、事務局費1億6,129万円余となっており、その内訳は、監査委員及び事務局の人件費や事務局費でございます。

また、事務局費の不用額335万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

監査委員事務局は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、労働委員会事務局

長から、決算概要及び資料説明をお願いいたします。

○吉野事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、時間外勤務の状況につきまして、お手元の資料に基づき説明いたします。

令和4年度の時間外勤務総時間数が322時間、そのうち、4月から8月までの時間数が145時間でございます。

令和5年度の同時期の時間外勤務総時間数が25時間で、令和4年度から120時間の減となっております。これは、不当労働行為審査に係る調査回数等が減少したことによるものでございます。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の労働委員会事務局説明資料に基づき説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

右側の歳出につきまして、次の2ページで説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1段目の労働委員会費の支出済額は1億395万6,000円でございます。

内訳は、2段目の委員会費が、委員報酬15人分の2,227万5,000円、3段目の事務局費が、事務局の職員給与費と委員会・事務局運営費を合わせた8,168万円でございます。

不用額が全体で578万7,000円でございますけれども、これは、主に委員会費の委員報酬の執行残及び事務局費の委員会・事務局運営費の執行残によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で出納局及び各種委

員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 ありませんか。

なければ、これで出納局及び各種委員会の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。

午前11時14分休憩

午後0時57分開議

○高野洋介委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより観光戦略部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

それでは、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部長の原山でございます。

令和4年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページ、令和4年度歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず、歳入につきましては、収入済額が166億9,900万円余となっております。

次に、歳出につきましては、支出済額が199億1,600万円余、翌年度繰越額が24億8,400万円余、不用額が5億3,200万円余となっております。

翌年度繰越額は、主に宿泊事業者燃料高騰等対策支援事業、豪雨被災地域観光復興応援

事業、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業、くまもと県産品消費喚起緊急支援事業等に係るものでございます。

不用額は、主に飲食店認証取得促進事業、観光標識整備事業、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業、宿泊事業者受入環境整備支援事業などの執行残などでございます。

以上が観光戦略部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課長の櫛本でございます。よろしく願いいたします。

まず、A4縦の別紙1、監査結果指摘事項につきまして、観光戦略部の定期監査での指摘事項はございません。

次に、A4横の別紙2、時間外勤務の状況について御説明いたします。

観光戦略部におけます令和4年度の時間外勤務総時間数は1万6,002時間、そのうち、4月から8月は6,761時間、R5年度4月から8月は5,622時間となっております、1,100時間余の減となっております。

また、1人当たりの平均時間数は、R4年度が276時間、R4年度4月から8月が119時間、R5年度同時期が99時間となっております、20時間の減となりました。

これは、R4年度については、コロナ対策として実施いたしました観光需要喚起策や観光事業者への支援に係る事業ほか、水際対策の終了後再開した友好提携都市との国際交流事業やTSMC進出を契機とした台湾インバウンド誘致などの業務が増えましたが、令和5年度については、一部のコロナ関連事業の

終了によりまして、前年度に比べて時間外数が縮小しております。

続きまして、観光国際政策課の決算の説明をいたします。

お手元の説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

3ページ1行目の総務費国庫補助金の地方創生推進交付金につきまして、予算現額と収入済額との差が9,756万円余となっておりますが、これは、熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業及び熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業において、事業実績が執行見込額を下回ったことに伴う交付確定額の減及び令和5年度への財源繰越しによるものでございます。

次に、3行目でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額との差が2,982万円余となっておりますが、これは、熊本県多文化共生支援事業、ウクライナからの難民受入支援事業及び物価高騰等の影響を受ける国際交流・多文化共生活動への支援において、令和5年度への財源繰越しによるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページの商工費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、予算現額と収入済額との差が2億3,163万円余となっておりますが、これは、飲食店認証取得促進事業において、事業実績が執行見込額を下回ったことに伴う交付確定額の減によるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを説明させていただきます。

下段太字の諸費につきまして、2,403万円余の不用額が生じております。

主な理由としまして、備考欄中ほどの姉妹

友好交流事業について、新型コロナの影響により渡航が制限されていたため、予定した事業ができなくなったことによります執行残や旅券発給事務費において、パスポートの申請数減少等に伴う執行残、また、多文化共生支援事業について、多言語コールセンターの利用料が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、7ページ上段太字の防災総務費につきまして、2,978万円余の不用額が生じております。

これは、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業における入札に伴う執行残でございます。

続きまして、下段太字の商業総務費について、2億3,346万円余の不用額が生じております。

これは、熊本上海事務所運営事業において、新型コロナの影響により、派遣職員の活動経費が見込みを下回ったことに伴う執行残、また、飲食店認証取得促進事業において、認証店に係る衛生管理設備導入等補助金の申請件数が執行見込額を下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料の1ページをお願いいたします。

令和4年度繰越事業調べの明許繰越しについて御説明いたします。

1行目の国際交流・多文化共生推進事業については、海外事業進出を踏まえた民間団体による国際交流や多文化共生に資する取組に対する助成を行う事業でございますが、令和4年度2月補正で増額した事業でございますが、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことによる繰越しでございます。

次に、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業については、監修者等から意見等を踏まえました制作内容の精査に不測の日数を要したことによる繰越しでございます。

観光国際政策課につきましては、以上でござ

います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川崎観光企画課長 観光企画課でございます。よろしく申し上げます。

お手元の説明資料の9ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

10ページをお願いいたします。

3段目、地方創生推進交付金について、予算現額と収入済額との差が2,088万円余となっております。

事業実績が執行見込額を下回ったことに伴う交付確定額の減と令和5年度への財源繰越しによるものでございます。

また、11ページ2段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が8億533万円余となっております。

いずれも事業実績が執行見込額を下回ったことに伴う交付確定額の減と令和5年度への財源繰越しによるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものを御説明させていただきます。

観光費ですが、1億8,263万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、備考欄、事業の概要のポツの5つ目ですけれども、観光標識整備事業における工事請負費、これが9,400万円余、さらに4ポツ下の令和2年7月豪雨により被災した地域の観光産業を支援する被災地域産業再興支援事業、こちらが1,500万円余、次のページ、14ページの下から2つ目のポツ、宿泊事業者による環境に配慮した受入環境整備支援事業が2,400万円余の執行残が出ております。

続きまして、別冊附属資料の2ページをお願いいたします。

令和4年度繰越事業調べの明許繰越しについて御説明いたします。

1段目、地域の活性化を牽引する観光産業創造事業は、民間事業者の地域経済を牽引する取組に対して補助金を交付し支援する事業になります。

新型コロナウイルス感染症や資材高騰の影響により、設計準備に時間を要したため、繰越しを設定したものでございますが、今年度に入り、補助事業者から、資材高騰の影響により事業実施が困難として事業廃止届が提出されております。

このため、交付決定を取り消しておりますが、その結果、事業進捗率が0%というふうに表記させていただいております。

続いて、3段目、宿泊事業者燃料高騰等対策支援事業及び4段目、被災地域の更なる魅力創造事業は、令和4年度2月補正でお願いした事業で、いずれも施行期間を十分に確保できなかったため、繰越しをお願いしております。

観光企画課については、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

お手元の説明資料の15ページをお願いいたします。

一般会計の歳入ですが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

中段太字の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですが、予算現額と収入済額の差が5億4,400万円余となっております。

これは、備考欄1段目、熊本の賑わい創出魅力発信事業等の事業実績が執行見込みを下回ったことに伴う交付確定額の減と、4段目、豪雨被災地域観光復興応援事業及び5段目、旅するくまモンパスポート事業の令和5

年度への財源繰越しによるものでございます。

次に、下段太字の訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助について、予算現額と収入済額との差が12億6,800万円余となっております。

これは、備考欄、「くまもと再発見の旅」（追加分）について、全国旅行支援の実施時期が10月からにずれ込んだため、事業実績が執行見込みを下回ったことに伴う交付確定額の減及び令和5年度への財源繰越しによるものです。

次に、17ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてです。

主なものを説明します。

観光費ですが、不用額の欄、2,276万円余の不用額が生じています。

主な理由としましては、備考欄最下段のくまもと再発見プロジェクト等の助成実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料の3ページをお願いいたします。

令和4年度繰越事業調べの明許繰越しについてです。

「くまもと再発見の旅」（追加分）、旅するくまモンパスポート事業、台湾インバウンド誘客強化事業、豪雨被災地域観光復興応援事業については、いずれも2月補正予算で増額等をした事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

観光振興課については、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

販路拡大ビジネス課の決算状況について説明させていただきます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、19ページをお願いいたします。

上から4段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、予算現額と収入済額との差が1億3,800万円余となっております。

これは、令和5年度に1億3,200万円の財源繰越しを行ったものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

主なものを御説明いたします。

農業総務費において、1,290万円余の不用額が生じております。

主な理由としては、昨年上半期の新型コロナウイルスの影響により、県産農林水産物等輸出推進総合支援事業や海外輸出拡大対策事業において、旅費や補助金に執行残が出たものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

上段の商業総務費において、980万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、くまもと県産品魅力発信緊急支援事業において、入札残や事業実績が見込みを下回ったことに伴い、委託料や補助金に執行残が出たものでございます。

続きまして、別冊附属資料4ページをお願いいたします。

令和4年度繰越事業調べの明許繰越しについて御説明いたします。

くまもと県産品消費喚起緊急支援事業については、ポストコロナを見据えて、県産品消費拡大を図るため、県物産振興協会が行うSNSを活用した県産品の販売促進プロモーション展開や酒造組合が行うキャンペーン等の県産酒の消費喚起の取組を支援するものでございます。

2月補正予算で計上したため、十分な事業

期間が確保できないことから、今年度に繰り越して実施しているものでございます。

販路拡大ビジネス課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で観光戦略部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 震災ミュージアムですけれども、鳴り物入りでできて、成果というか、現状はどんなふうですか。

○樺本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

震災ミュージアムにつきましては、今年7月15日にオープンいたしまして、順調に運営をいたしておりますが、今現在、来場数の人数確保というところでいろいろと工夫を重ねているところでございます。

当初、7月15日オープンいたしまして、9月までの期間で1万6,000人のお越しをいただいているところなんですけれども、当初見込みからいたしますと、目標には至っておりません。

ただ、夏休み期間中に、当初、震災ミュージアムのメインのターゲットを学生さんたちの修学旅行等に絞って、まずは展開したいと思っておりましたが、夏休み期間中、そうした来場が見込めなかったということで、個人客の方中心ということになっておりました。

それで、今現在、PRの仕方を含めまして、いろいろな業界誌へのPR、それから教育庁への御相談、それから、そういった受入れ協議会を通じて県外の学校等へのPRもいたしまして、これからさらに目標値に近づくように努力していきたいと、今鋭意努力して



いるところでございます。

以上です。

○岩下栄一委員 私も見学させていただいて、これは小中学生が見学すると非常に勉強になりやせぬかなと思いました。防災意識やあるいは地球物理学の観点やら、だから、ぜひ小中学生を動員するような方法を考えてほしいなど。教育委員会あたりと十分協議されてお願いしたいというふうに思っております。

○樺本観光国際政策課長 岩下先生、ありがとうございます。

そのように鋭意進めてまいりますので、どうぞこれからも御支援のほどよろしくお願いいたします。

○岩下栄一委員 よろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 すみません。観光振興課ですね。

17ページの「くまもと再発見の旅」の決算が出ておりますけれども、いろいろな問題があって、この前私も代表質問でお尋ねをしましたので、白黒ははっきりできない部分は今調査中ということで、その部分、グレーの部分は、今日ちょっと聞きませんけれども、はっきり分かるところでどういう対応だったのかというのを教えていただきたいのが、要は、不適切と県が判断して、返還、これはいかぬというのが14社だったと思いますけれども、TKUヒューマンを含めてですね。

その中身というのは、同じような中身だったんですか。周遊券のみで販売してたから、TKUヒューマンと同じような内容で返還された中身だったんですかね。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

ただいまの質問についてですが、14社のうち、周遊券にタクシー券をつけて日帰り旅行の商品の販売をしたのは、TKUヒューマンのみになります。

以上です。

○鎌田聡委員 ただ、タクシー券つけとつたらば、正しい形か分かりませんが、一応それは適正という判断をされたんですよね。上からの指示があったかどうか分かりませんが、そういう流れで。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

もともと周遊券については、国のGoToトラベルでも対象外ということでしたので、周遊券のみについては、うちのほうも補助の対象外しております。一方で、その周遊券の前後に往復の運行サービスがついているものについては、GoToトラベルでも補助対象になっておりましたので、同じような形で処理をさせていただいております。

以上になります。

○鎌田聡委員 それが適正かどうかというのは、今第三者調査委員会でやってるとのことだと思いますので、そこはもう多分見解の相違があると思いますので、言いませんけれども、あとはほかの14社ですかね。この前の話じゃTKUの分は返ってきたという答弁だったんですけども、ほかのところのお金は返還されてるんですか。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

これは、阪急交通社について、一番最初に返還がありました。残りの13社分については、事務局のほうで、この事業運営において

そごがあったということで、自分の帰責という形で、第三者弁済を行う形で返納をされております。

以上になります。

○鎌田聡委員 じゃあ、県のほうには支出したお金は返ってきてるということで、これは決算に関わりますので、よろしいんですね。

○石井観光振興課長 これは、4月に第三者弁済を行う際に、国のほうに確認をしたところでございます。

国のほうは、県の制度に合致しないことに起因した事業者からの返納ということで、返納部分に係る国費については、このくまもと再発見の旅、この事業で使用可能ということで、この再発見の旅の原資に充てさせていただいております。ですから、その分については、再発見の旅で有効に活用させていただいてるところになります。

以上です。

○鎌田聡委員 だから、返還されてるということでもいいんですね。その事業者からですね。

○石井観光振興課長 観光振興課石井です。

この事業、もともと観光連盟の事業として、県のほうから連盟のほうに負担金という形で支出をしております。連盟のほうでこの事業を運営しております。連盟のほうのこのJTBが運営する事務局経費から最終的には差し引く形で、この第三者弁済というのをやっておりますので、全てこの分については返納しているという形になっております。

○鎌田聡委員 これは、質問のとき申し上げたんですけども、非常に多額の4,000～5,000万だったんですね、返還求めているのが

ですね。やっぱりその事業者も、多分これでオーケーだろうと思ってやっとなって、結局駄目だったということで、当初の制度設計とか県のほうの事業の説明が非常に曖昧なところがあったんじゃないかなというふうに私は思うんですね。これだけのやっぱり返還を強いてるということではですね。

ですから、やっぱりその辺を、多分時間がなくて、コロナでいろいろな事業を喚起しなきゃならないということもあったと思いますけれども、後でこういうふうな対応を取らなくていいように、最初からしっかりと制度設計をして、ちゃんと事業者にも説明をして、こういう間違いが、誤りが生じないように、ぜひやっていただきたいと思いますし、あわせて、これから今第三者委員会で調査している部分、私は、タクシー代の返還も求めるべきだという話で、160万ぐらい使っていないなら求めるべきだと。これがどうなのかということも、また結論出ると思いますので、やはりそれが不適切ということを判断されたら、しっかりと返還をきちんと求めてもらうようお願いをしときたいと思います。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

委員おっしゃってましたとおり、これは、コロナで苦しむ事業者に対して、一日も早く助成金をお届けしたいという強い思いでやっただけですけども、短い時間の中で制度設計を行ったということで、事業を実施した関係者、それぞれの間での連携不足とか誤認等が重なって、こういう形になったものだというふうに思っております。

今後、同様の事業を行う場合には、今回の事案を踏まえて、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

また、最後に質問された部分につきましても、第三者委員会の調査が今行われておりますので、それに沿って真摯に対応させていた

だきたいというふうに思っております。

以上です。

○鎌田聡委員 第三者委員会の調査も、あんまり長くかけてやるような調査じゃ、私は、事案上とかこの事柄上ないと思うんですけれども、これは、大体いつ頃までにどうするおつもりなのか分かります。部長、考えとして。

○原山観光戦略部長 調査委員会自体は、事務局も含めて、ちょっと総務部のほうで担当しておりまして、私どもとしては、いろんな調査にしっかり対応していくということしか——ちょっとなかなかどういう感じで進んでいるのかが、現時点はよく分からない状況ですけれども、とにかく一生懸命調査に対応していきたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 やっぱこの公金の支出ということと、県民が非常に疑念を持っていますので、できるだけ早く、ただ、調査はしっかりしてもらわなきゃなりませんので、結論、結果を出していただいて、その後のやっぱりきちんとした対応、これをお願いしときますので、よろしく願います。

○高野洋介委員長 再発見の旅について、何かありませんか。

○溝口幸治委員 今鎌田先生からいろいろ御質問ありましたがけれども、不正があったかとか不適切だったかというのは、その調査委員会の判断に委ねるとして、物事の考え方として、あのときには、給付金も早く出せ、政府の対応は遅いというのからコロナ対応は始まり、こういう再発見の旅なんかも、できるだけ多くの事業者を拾ってくれ、うちには助成がないのかという流れの中で、我々議会からも、できるだけ多くのところを拾うべきじゃ

ないのか、もっと国からの指示どおりにだけじゃなくて県の裁量でできることを考えるべきじゃないか、あるいは市町村にももっとやれることがあるんじゃないかみたいな議論が当時はあったと思います。

それで、もちろん制度設計が、今となってみれば甘かったとか、いろいろな御指摘はあるかと思いますが、物の考え方として、やっぱりあんまりこう萎縮して、もちろん不適切とか不正があつてはいけません、国が言ってきた基準からどれだけ県で裁量を持って事業に取り組むかというのは非常に大事な視点で、どっちかという積極的な姿勢を見せるという点は大事だと思いますので、今回の件と、積極的に県民のために解釈を広めにとってというか、県民のためになるような事業を展開していくという、この両方がやっぱりどっちも大事だと思うんですね。

そこは、鎌田先生が、ちょっと甘いんじゃないか、制度設計厳しくせろという意見とはちょっと反することになりますが、あえてやっぱりそこは積極的な姿勢を忘れない、今回のことをいい教訓として、なおかつ積極的な姿勢を忘れないということをぜひ心がけてほしいと思っておりますので、これは私からは要望ですので、そのことだけお伝えさせていただきます。

○高野洋介委員長 ほかに、この件について。

まずは、この件について議論をしたいと思います。私のほうから1点質問なんですけれども、この「くまもと再発見の旅」のいろんな報道が出るたびに、県民の方からは、「くまもと再発見の旅」全体があんまりよくないんじゃないかというイメージを持たれがちです。これは、県民の率直な感想です。

ただ、それじゃないということ、ぜひ、私の質問に課長でも部長でもいいので、これ

には助かった業者もいる、助かった業界もいるということ、ぜひ我々にも一回この場でお示しをいただきたいなと思いますけれども、そういったことは何かコメントはできますか。効果とか、そういう成果とかですね。

○石井観光振興課長 観光振興課長の石井でございます。

この事業、今まで、もともとうちのほうが令和3年度から事業を実施しておりまして、大体250万人ぐらいの宿泊のほうをいただいております。

当時、コロナで冷え込んだ観光産業、宿泊も特にそうなんですけれども、なかなか宿泊者が減っている中で、当該事業、コロナの中でいろいろ事業を始め、ストップしたり、いろんなことをやりながらやってきた中で、多くの観光事業者、特に宿泊事業者からは、この事業があったからこそ事業が継続できたということで、そういうお言葉をいただいて、本当、それには私どもとしても感謝しているところであります。

また、当時、タクシー業界とかいろんな業界からも、コロナで疲弊しているということで、制度運用の中で、そういった事業者も対応できるような制度設計にしたところでございます。

いずれにしましても、この事業によって多くの観光事業者が事業の継続ができた、そういったものに一定の効果があったというふうに私としては認識しているところでございます。

以上です。

○高野洋介委員長 分かりました。

そのほかの件について移っていいですか。

それでは、そのほかの件に関して何かございませんか。

○岩下栄一委員 アジアの熊本の出先が、香

港、上海、熊本県アジア事務所はシンガポールですか。

○櫛本観光国際政策課長 はい、おっしゃるとおりシンガポールでございます。

○岩下栄一委員 それで、香港ですけれども、大分前でしたかね、村上寅美先生あたりと一緒に香港のマーケットを視察して、熊本県の農産物がたくさん出てね、わあ、すごいなと感心して帰ってきたんですけども、今回、中国の水産物に対する意地悪な雰囲気がある中で、香港における熊本マーケットは、まだ健在ですかね。随分いろんな農産物がいっぱい出たかく、水産物もですけれども……。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 ただいまの御質問につきまして、特に中国のほうで輸出の規制があり、それが香港のほうにも波及しているというふうな状況はございましたが、農産物に関しましては、現在、特段前より悪くなっているという状況はございませんで、引き続き、県のほうとしても、様々な小売店などのフェアでありますとか飲食店でのフェア、またはバイヤーを招いての招聘事業とか、そういった形で事業を推進しているところでございます。

○岩下栄一委員 水産物には影響はないんですか。私は、香港でエビとかナマコとかいろんな水産物を見まして、熊本県産クルマエビとかいっぱい出たので、すごいなと思って帰ってきたんですけども……。

○高野洋介委員長 これは、農林水産部のほうの管轄になるかもしれませんが……。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 水産物に関しましては、水産振興課で所管しております

て、ちょっと把握してない部分がありました。

○高野洋介委員長 岩下委員、大丈夫ですか。

○岩下栄一委員 香港事務所の運営事業、ここには人がいるんですか、熊本県の。

○櫛本観光国際政策課長 海外事務所の運営につきましては、観光国際政策課のほうで所管しておりますので、お答えさせていただきます。

香港事務所は、肥後銀行さんと共同で事務所を出しておりますけれども、今1名県職員が行っております。

○岩下栄一委員 はい、ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 観光戦略部ですから、観光で熊本経済といいましょうか、外貨を稼ぐ担当と言っても過言ではないというふうに思いますが、これまでコロナの中で準備してきた中においても、それが実行できないじくじたる思いがあったんだろうというふうに思います。

そういう中で、今回、よしということまで走っているいろいろあったかもしれません。それはそれとして反省すべき点は反省し、それに屈することなく前へ行ってほしいなというふうに思います。

やっぱり観光ですから、選んでもらわないと何の意味もないわけですから、そこは、熊本県あるいは熊本県の中にある観光業、観光施設等、やっぱり選んでもらうためにどうすべきかというのは、まさしく戦略でしょうから、そこら辺は、さらにしっかりと

対策とか戦略を持ってやっていただきたいなというふうに思いますし、そのために必要な予算というのは、しっかりとやっぱり要望していただいて、通して行って、それをしっかりと成果として上げていただくというのが、まさしくこの観光戦略部の役割だろうというふうに思いますので、そこら辺しっかりと再認識をしていただいて、頑張ってくださいいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それに対して、部長が何かあれば言っていただければ。

○高野洋介委員長 質問ですか、それは。質問ではないと思うけど。

○原山観光戦略部長 やはり人口減少が進む中で、いかに交流人口を拡大して地域経済の活力を維持向上させていくかという点では、やはり観光の果たす役割というのは大変大きいなというふうに思っていますので、我々、そういう自覚を持ってしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、これからも取り組んでいきますが、今新しい観光立県計画の策定に着手をいたしております。

やっとな最近、コロナ禍前、直近ですと、7月ですと宿泊客数は2019年を多少上回るぐらいになっておりますし、インバウンドも9割ぐらい回復をしている状況でございますので、これからその辺をさらに拡大しながら、また、観光の質も高めながら消費拡大を図っていくような、そういう目標に目がけて新しい計画をつくっていきたく思いますので、その中で、また必要な予算の確保についても総務部に対してしっかり要求して、施策が最大化できるようにしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 よろしくお願ひします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 先ほどの水産物の関係ですけれども、中国と香港向けの輸出が7月中旬から停止しているという情報がございます。その後、輸出先を中国、香港以外に振り分けるための商談等を水産振興課を中心に対応されているということをお聞きしております。

○高野洋介委員長 岩下委員、大丈夫ですか。

○岩下栄一委員 はい、大丈夫です。

もういっちょ、ついでに。ついでというか、新しく。

9ページの観光企画課か。

野外劇場アスペクタの話ですけれども、ほとんどこれを見ると稼動してないように見えます。もうあれからずっと何年もたって、野外劇場は、結局熊本県のお荷物だったんじゃないかというふうにならざるを得てきて、せっかく観光とタイアップして、うまく機能すればとってもよかったんでしょうけれども、低迷状態が続いているということについて、どのような考えがありますか。

○川寄観光企画課長 アスペクタの運営状況についてお答えいたします。

コロナ禍で観光客の人たちの行動の意識というのがやはり変わってきて、屋外型でのレジャーというのが非常に注目されてきております。

そのような中で、令和2年度には、一時期大きく来場者数は落ち込んだんですが、この3年、4年に関しては、コロナ前の来場者数を上回るといったような数字も出てきております。

観光客の嗜好がちょっと最近変わってきて

る、コロナの影響で屋外型のレジャーの嗜好が非常に興味を持たれ始めてということもありまして、私たちもそういったところを非常に注目しております。指定管理者がイベントの営業をやっておりますけれども、私たちも、そういったところと一緒に、アスペクタの利用をもう少しまだまだ拡大できるように、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○岩下栄一委員 せっかくのあれですからね、昔の細川知事さんの肝煎りで一生懸命されましたから、ぜひ何かの成果を出してほしいなと思っております。

○高野洋介委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで観光戦略部の審査を終了いたします。

次回の第8回委員会は、11月20日月曜日午前9時から開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長